



戸籍記した、日本最古の木簡 2012年6月13日 News

太宰府で日本最古の木簡が発見されたという記事が、先週の水曜日（6月13日）の新聞に載った。なぜ日付までよく覚えているかというと、その日が我が歴史倶楽部の、月に一度の勉強会（飲み会）の日だったからだ。誰かが「木簡が出ましたなあ」と、少し話題になっていた。木簡は、戸籍の内容やその変遷を記録したものと言い、「戸籍を書いた最古の木簡」というので考古学的なNews性が高いのだろう。木簡を束ねて、それにまた木簡が付いていたというのは新発見だった。以下の新聞記事に見られるような「戸籍」の内容は別段新しい発見ではない。記事にもあるように、正倉院から紙に書かれた詳しい戸籍は出現している。それは702年に書かれたものだが、今回の木簡戸籍は、それから15、6年ほど前のものかもしれないと、木簡に書かれていたという点がNewsなのである。

このHPでは、新聞記事にもある、正倉院に残っていた「筑前国嶋郡川邊里（かわべり）戸籍」の内容を見ていくことにする。この戸籍の内容を見ていくことで、古代の家族制度のあり方や社会の生活状況を知ることができる。

産経新聞 平成24年(2012年)6月13日 水曜日

戸籍記す最古の木簡

木簡に記された主な内容

名前	建部身麻呂
	占部赤足
	白髪部伊止布
	建部小麻呂
身分など	進大式
	兵士
	戸主
	丁女
続柄	進大式
	子孫の母親
	老女之子
	戸主妹

福岡県太宰府市は12日、市内の国分松本遺跡で、人名や身分など戸籍の内容を7世紀末（飛鳥時代）に記録した日本最古の木簡が見つかったと発表した。律令国家体制が整う大宝律令の施行（8世紀初め）に先駆けて、統治の基本となる戸籍制度が完成していたことを示す貴重な発見という。



福岡・太宰府の遺跡で出土

の地方行政単位「国・評・里」の一つで郡に相当し、嶋評は現在の福岡県糸島市や福岡市西区に当たる。現存する最古の戸籍は、奈良・東大寺の正倉院に伝わった文書「筑前国嶋郡川邊里戸籍」（702年）などだが、それ以前の戸籍の具体的な姿は不明だった。出土した木簡は①701年に「評」が一郡に変更さ



7世紀末「統治の基本」完成

木簡に書かれた太宰府市の資料

表	裏
嶋評 戸主建部身麻呂 占部赤足 白髪部伊止布	并十人同里人進大式 同里人建部身麻呂 同里人占部赤足 同里人白髪部伊止布

行政単位の「嶋評」から始まる戸籍の内容を記した日本最古の木簡の表（右）と「進大式」などと記された裏の赤外線写真（福岡県太宰府市教委提供）

木簡には「建部身麻呂」など少なくとも16人分の名前が載っているほか、「進大式」や「丁女」（成年女性）などの身分や性別が、老女之子（老女の子）など柄が分かる表現や、正倉院の戸籍と共通する「川邊里」という里の名もあ



古代の戸籍 戸と呼ばれる家族集団（単位）で人を登録、管理する公文書。古代日本の根幹的な支配制度の一つだった。最も古い全国的な戸籍は670年の「庚午年籍（こうごねんじやく）」で、続いて初法典「飛鳥浄御原令（あすかきよみはらりよ）」に現存す

綿密な国家支配を示す

奈良文化財研究所の渡辺

晃宏史料研究室長の話 発

見された木簡は戸籍の変動

大字 □…判別できない文字
 □…未確定の文字

身麻呂戸又附去□□
 □兵士次伊支麻呂政丁□
 □川部里占部赤足□□
 □占部真□女老女之子得
 奈代戸有附□□□占部

八式建部成戸有□戸主建
 戸主妹夜乎女同戸有
 部得麻女丁女同里□
 二戸別本戸主建部小麻呂

「」から同一人物が書いた可能性がある。

兵 木簡は長さ31センチ、幅8センチ、厚さ0・8センチ。最大で長さ60センチ程度、幅20センチ程度だったものを折って遺棄したとみられる。出土場所は大宰府政庁跡の北西1・2丁目にある河川跡で、市は

近くに筑前国を掌握する役所があったとしている。

遺跡では、ほかにも飛鳥

て690年に「庚寅年籍（こうく）」が整備されたが、いすれていない。大宝律令に基づき7れた戸籍は、美濃国（岐阜県）岡県、豊後国（大分県）などの

内容をきちんと追っており、国家が一人一人の間を綿密に把握し、支配しようとしていたことが分かる。紙で戸籍を作るだけでなく、木簡によって戸籍の管理をしていたことが具体的に理解できる。これほど詳細で、まとまった記録が見つかった例はほかにない。しかも7世紀末という早い段階であり、大宝律令が施行された8世紀初めと変わらない、先進的な支配が実施されていたことがうかがえる貴重な発見だ。

時代から奈良時代にかけての木簡9点が出土。24枚の木簡を束ねたものに付けた札とみられる珍しい木簡も見つかった。

市は16日午前10時から現地説明会を開くほか、24日まで同市国分の文化ふれあい館で木簡を展示する。

この部分は下の日経にはない。

上下の記事は内容が全く一緒である。上は産経新聞、下は日経新聞だ。枝葉の記事は違うが本文の主体部は一言一句同じである。これはいったいどういうことなのだろうか。市の発表記事をそのまま載せたのなら、記事の内容は市の担当者が新聞記者の立場になって書いたことになるし、市の発表を元にどっちかが書いたものを、片方がそのままコピーしたのだろうか。可能性としてはよく海外Newsなどにあるように、[共同]とコメントが入って、この記事は共同通信社からの配信ですよ、という場合だが、この記事にはどちらにも配信を示すコメントはない。

産経新聞と日経新聞が兄弟会社、あるいは親子関係だということは聞かないし、同じ「経済」新聞社同士という事でときどきこうやって記事を交換し合っているのだろうか。それとも、どちらかが他方から記事を買っているのかな？

この2つの記事はどう見ても一人の人物が書いたものである。この「奇怪な」記事について、産経か日経の方、あるいは事情がわかる方、教えてください。他の新聞、朝日とか毎日とかを購読されている方はいかがでしょうか？

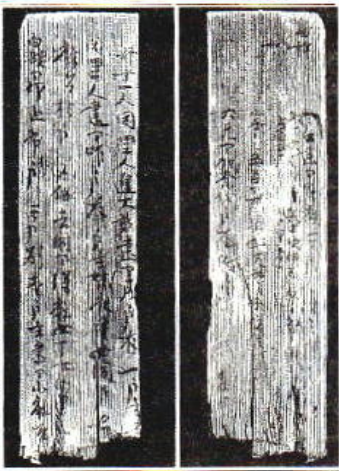
戸籍記した最古の木簡

太宰府で発見 人名や身分記録

福岡県太宰府市は12日、市内の国分松本遺跡で、人名や身分など戸籍の内容を7世紀末(飛鳥時代)に記録した日本最古の木簡が見つかったと発表した。律令国家体制が整う大宝律令の施行(8世紀初め)に先駆けて、統治の基本となる戸籍制度が完成していたことを示す貴重な発見という。

大宝律令以前に完成

市によると、木簡には「つで郡に相当し、嶋評は行政単位(嶋評(しまのひょう)や冠位を表す進大式(しんだいしき)などの漢字が両面に墨で書かれていた。「評」は現存する最古の戸籍書に記された。大宝律令以前の地方行政単位「国・評・里」の一



国分松本遺跡で見つかった木簡の赤外線写真。表(写真左)に戸籍の内容、裏(写真右)に冠位などが記されている(福岡県太宰府市教育委員会提供)

以前の戸籍の具体的な姿は不明だった。出土した木簡は701年に「評」が郡に変更された2685年に「進大式」の冠位使用が始まった。嶋評は、市は685〜701年の作成とみている。木簡には「建部身麻呂(たけべのみまろ)」など少なくとも16人分の名前が載っているほか「兵士」や「丁女」(成年女性)などの身分や性別も記載。別名も記載。「老女之子」など続柄が分かる表現や、正倉院の戸籍と共通する「川部里」という里の名もあった。

嶋評のある里を対象に、1年間の人の異動を記録した帳簿とみられ、筆跡から同一人物が書いた可能性がある。木簡は長さ31センチ、幅8・2センチ、厚さ0・8センチ。最大で長さ60センチ程度、幅20センチ程度だったものを折る「つで」に従って690年に「庚寅(こういん)年」に「唐寅(こういん)年」が整備されたが、いずれも実物は残っていない。大宝律令に基づき702年に作られた戸籍は、美濃国(岐阜県)や筑前国(福岡県)、豊後国(大分県)などのものが現存する。

福岡県太宰府市の遺跡で見つかった木簡には、転出を表す「去」などの文字があり、戸籍が人の異動を丹念に追っていることが分かる。一方で、誕生や死亡は記録しておらず、子どもが載っていないなどの謎も残る。九州大の坂上康俊教授(日本古代史)は6年に1回作られる戸籍の変動を抜き書きしたものか、税や軍役を課するための「戸籍」を基に毎年作った台帳「計帳」の変更点を記録したとみる。計帳の作成は大宝令(701年)で初めて定められるが、坂上教授は「計帳の機能を持つ帳簿は、既に7世紀末から作られていたの

って遺棄したとみられ、鳥時代から奈良時代にかける。出土場所は太宰府政庁跡の北西1・2キロにある河川跡。遺跡では、ほかにも飛鳥時代の木簡も見つかった。市は16日午前10時から現地説明会を開くほか、24日まで同市国分の文化ふれあい館で木簡を展示する。

課税や軍役が目的か

誕生や死亡は記録されず

「はないか」と話している。国立歴史民俗博物館の平川南館長(日本古代史)は名前を書く順番が男性を先にしていることに着目し、「兵士の徴集に作られたと指摘する。嶋評が日本海に突き出て、朝鮮半島などに近い軍事的に重要な位置にあることにも注目している。木簡学会の元会長で奈良文化財研究所名誉研究員の狩野久さん(日本古代史)は「戸籍によって支配する政治が始まっていたことは、日本書紀などの記述から分かっていたが、具体的な姿が見える今回の発見には驚くばかりだ」と話した。

「歴史的」木簡に200人列 福岡・太宰府

福岡県太宰府市の国分松本遺跡で出土した国内最古の戸籍木簡が16日、同遺跡近くの市文化ふれあい館で初めて一般公開された。24日まで。入場無料。

戸籍木簡は、大宰府政庁跡北西の河川跡で出土。長さ31センチ、幅8・2センチ、厚さ0・8センチなど2枚の板で、折られた形跡がある。行政



単位の「嶋評」(現在の同県糸島市や福岡市西区)などの文字のほか、少なくとも16人分の名前や身分を墨で記載しており、人の異動を記録した帳簿とみられる。

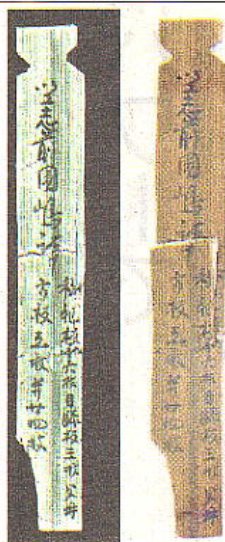
7世紀末の戸籍制度の存在を示す木簡(手前)に見入る人たち。16日午前、福岡県太宰府市(田中一世撮影)。

◇おことわり 「関西アニバーサリー」は休みます。

る。

評は大宝律令の施行(8世紀初め)以前の地方行政単位であることから、市教委は685〜701年の間の作成とみている。律令国家体制が整う大宝律令に先駆けて、7世紀末にすでに戸籍制度が機能していたことを示す貴重な史料だ。

この日は、歴史的な発見を自分の目で確かめようと、考古学ファンら200人以上が午前10時の公開を前に列を作った。同県久留米市の簗島恵一さん(48)は「従来の歴史を変える発見が地元でされたことが誇らしい。興奮している」と話した。



国分松本遺跡で見つかった「竺志前国嶋評」などと書かれた木簡。左は赤外線写真（福岡県太宰府市教育委員会提供）

「最古の戸籍」束ねた木簡

太宰府 管理方法明らかに

人名や身分など戸籍情報を記録した最古の木簡（7世紀末、飛鳥時代）が見つかった福岡県太宰府市の国分松本遺跡で、束ねた24枚の木簡にくくり付けて管理していた札とみられる木簡も出土した。研究者からは、まるで木簡の木簡だ。役所の情報管理の方法が分かる。

る、今までに例のない発見」と注目を集めている。市によると、出土した木簡は長さ32・6センチ、幅4・3センチ。上部にあるV字状の切れ込み2カ所に、ひもなどをくくり付けて使ったとみられ、「竺志前国嶋評」など27文字の漢字が書かれていた。竺志前国は「筑前国」（福岡県の一部）の古い表記で、「評」の行政単位を使っていることから、評が郡になる701年以前の作成とみられる。木簡に

十木簡をそれぞれ16枚、3枚、5枚、合計で24枚を束ねていたことも分かった。奈良文化財研究所の渡辺宏史研究員は「数種類の木簡を束ね、さらに木をくくり付けて整理していたことが分かったのは初めて。当時貴重だった紙は定期的に使用されており、役所の事務には細かいことなどで木簡が使われていたとえられる」と話している。

「全学連にとって存続に関わる問題で、共産党勢力の凋落を裏付ける動き」と指摘している。

全学連は現在、5つの党派が独自に名乗っているが、同自治会が所属していたのは最大組織とされる共産党系の日本民主青年同盟（民青）系全学連。

同自治会執行部によると、共産党は長年、学生党員を正副委員長に就

「共産党支配」に反旗

東大自治会

とは違い、共産党的な要求実現一辺倒では学生の支持は得られない」と話す。

全学連にとって同自治会の脱退は存続に関わる打撃だ。同自治会の分担金は、全学連の収入のうち約4割を占め、役員も多く出しているためだ。産経新聞の取材に対し、共産党東京都委員会、全学連ともに「不当な介入は一切ない」としている。

戦後の学生運動の象徴だった全学連（全日本学生自治会総連合）に所属する東京大学教養学部学生自治会が、全学連と都学連（東京都学生自治会連合）から脱退することを代議員大会で決定した。同自治会は理由について「日本共産党による全学連と都学連を通じての不当な支配から脱却するため」としている。同自治会は全学連の中核的存在。関係者は

全学連を脱退

任させることで、党の指示通りに自治会が動くよう画策。直接または全学連、都学連を通じて署名活動を指示するなどしてきたという。

昨秋、脱退へ向けた議論が高まり、執行部内の党員も党に反旗を翻して同調。14日に開かれた代議員大会で脱退が決議された。教養学部2年で、現委員長五十嵐真純さん（20）は「学生運動が盛んだった時代

この記事もなかなかおもしろいですなあ。時代だねえ、という気がする。

筑前国嶋郡川邊里 戸籍

そもそも戸籍とは、戸と呼ばれる家族集団単位で国民を登録する目的で作成された公文書である。現代の日本では、戸籍法で定められているが、この制度は中国、日本、朝鮮半島などの漢文化圏特有の制度で、西欧にはない。また、国民総番号制度やアメリカの社会保障番号などとは違って、その戸の出自や、旧身分制度の記録があったりするので、近年人権上からもこの制度の廃止を望む声もある。

「戸籍」の概要 出典：ウィキペディア

古代以来の中国の華北社会では戸（こ）と呼ばれる形態の緊密な小家族が成立し、これが社会構造の最小単位として機能していた。そのため政権が社会を把握するためには個々の戸の把握が効果的であり、支配下の民の把握を個人単位、あるいは族的広域共同体単位ではなく、戸単位で行った。この戸単位の住民把握のために作成された文書が戸籍である。中華王朝や漢民族世界が華北から拡大しても、政権の民衆把握は戸籍を基礎として行われ、さらには中華文明から政治的、文化的影響を受けつつ国家形成を行った日本、朝鮮半島国家など周辺地域の国家でも戸籍の制度は踏襲された。

日本では律令制を制定して戸籍制度を導入した当時、在地社会の構造は華北のように戸に相当する緊密な小家族集団を基礎としたものではなかった。平安時代になって律令制衰退後、朝廷による中央政府が戸籍によって全人民を把握しようとする体制は放棄され、日本の在地社会の実情とは合致しなかった戸籍制度は、事実上消滅した。地域社会の統治は現地赴任国司筆頭者（受領）に大幅に権限委譲、さらに受領に指揮される国衙では資本力のある有力百姓のみを公田経営の請負契約などを通じて把握し、彼らを田堵・負名とし、民衆支配はもっぱら彼ら有力百姓によって行われるようになった。その後、上は貴族から下は庶民に至るまで、家（いえ）という拡大家族的な共同体が広範に形成されていき、支配者が被支配者を把握しようとするとき、この自然成立的な「家」こそが把握の基礎単位となった。

全国的な安定統治が達成された徳川時代の幕藩体制下でも、住民把握の基礎となった人別帳は、血縁家族以外に遠縁の者や使用人なども包括した「家」単位に編纂された。明治時代になると、中央集権的国民国家体制を目指すため、「家」間の主従関係、支配被支配関係の解体は急務であった。戸籍を復活させて「家」単位ではなく「戸」単位の国民把握体制を確立し、「家」共同体は封建的体制下の公的存在から国家体制とは関係のない私的共同体とされ、「家」を通さずに国家が個別個人支配を行うことが可能となった。このように戸籍制度の復活は封建的な主従関係、支配被支配関係から国民を解放するものであったが、完全に個人単位の国民登録制度ではないため、婚外子、非嫡出子問題などの「戸」に拘束された社会問題もまた存在する。そのため、国民主権時代の現代では、より個人が開放された制度を目指して、戸籍制度を見直す議論も存在する。

現在では世界的に戸籍制度のような家族単位の国民登録制度を持つ国は少数派であり、先進国地域では日本、中華民国（台湾）、香港のみである。戦後に家制度は廃止されたが、戸籍制度は残ったために、地方自治体にも国民にも、住民登録との重複業務となっている部分もある。戸籍を調査して被差別部落民かどうかを探り出すためにこの戸籍が用いられようとした件もあり、民主党の戸籍法を考える議員連盟など戸籍の廃止を含めた見直しも議論されている。

それでは、「筑前国嶋郡川邊里」戸籍について見ていくことにしよう。

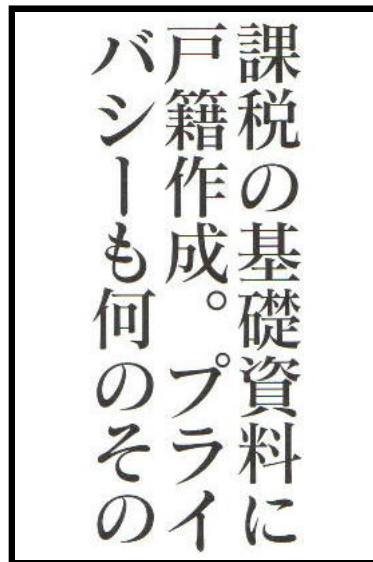
筑前国嶋郡川邊里とはどこだろうか。筑前国は今で言う福岡県である。では嶋郡とは。これは古代の志摩郡であり、怡土（いと）、志摩（しま）の志摩である。かつてはこの二つが一緒になって、福岡県北西部に糸島郡（いとしまぐん）があった。律令制下では怡土郡と志摩郡に分かれていたが、1896年4月1日、郡制に基づき両郡を合併させて糸島郡となった。その郡名は合併前の両郡の名前をつなげて別の字を宛てたものである。旧郡名の由来についてははっきりしないが、怡土については、弥生時代にその存在が魏志倭人伝に記述される「伊都国」との類似性が、地理上と音韻上の両面から指摘されており、志摩についても、島との音韻上の一致が指摘されている。さらにこれらを裏付けるように、旧怡土郡地区からは大量の副葬品を伴う「平原遺跡」などの弥生時代の遺跡が何ヶ所か発見されており、同じ弥生時代に旧志摩郡地区からも、多くの遺跡が出現している。ごく一部を除いて、旧志摩郡と旧怡土郡地区とは、船越湾から今津湾にいたる水道によって陸地が分離された状態であったと考えられている。



糸島郡には志摩町（しままち）と二丈町（にじょうまち）の二つの町を含んでいたが、2010年1月1日に、志摩町と二丈町、前原市（旧糸島郡前原町）が合併して糸島市が誕生し、これに伴い、糸島郡は消滅した。上の表記はまだ旧表記を含んでいるが、この地図の中央部が「嶋郡川邊里」である。現在の、糸島市（旧志摩町）の馬場、松隈、津和崎、（旧前原市の）由比、泊、福岡市西区の元岡の一部にあたる。すぐ隣に九州大学の移転予定地があるが、2012年の段階ではすでに工学部が全面移転してきているし、今後もこの地へ徐々に移転してくる予定である。ここはやがて一大学園都市になろうとしている。



古代の縁起を有する六所神社。律令時代、この神社のある付近が川邊里の中心だったようだ。近世に志摩郡の総鎮守としてあがめられ、境内にはクスの巨木がそびえる。糸島市（旧志摩町）大字馬場字長谷。



大化の改新で発令された「公地公民」は、全国の土地を国有とし、その国有地を領民に分け与えその代わりに領民から税を取り立てるというもので、その為律令（＝法律）を定めた。それが律令制度の根幹である。その制度の下で、「班田収授法」に基づき、6歳以上の公民の男子には2反（600坪）、同じく女子にはその3分の2（400坪）の水田（口分田）が支給された。また奴婢（奴隷）にも、それぞれ3分の1が支給された。そのために、各村々における労働力の正確な把握が必要だったが、役人が出向いて調査するという所までは至っていないようだ。各戸長の申告を元に、里長や郡役人がチェックし、国司が編成したようである。

そのチェック項目には、①．戸主と家族の関係、②．官位官職、③．年齢、④．病気の有無、⑤．課税・非課税の別、⑥．口分田の総額、などがある。国家の基盤となる課税の情報だから、情報は結構詳細である。たとえば「病気の有無」については、残疾（ざんじつ）＝手足の指無し、禿げ髪無し、下重（げじゅう）＝陰嚢が腫れて歩行困難、大?種（だいうしゅ）＝首や足に大きな腫れ物、廢疾（はいしつ）＝侏儒（しゅじゅ：こびと）、腰骨折、一支配者＝手足を一本失った者、篤疾（とくしつ）＝悪疾（ライ病）、癲狂（てんきょう）＝気狂い、二支配、両目盲、などの表記が見られる。



太宰府政庁跡から出土した木簡の数々。①．貢進物の荷札、②．緑の布の支給の付け札、③．筑前国の紫草の貢進物荷札、④．休暇届の文書

下が「筑前国嶋郡川邊里」戸籍である。この戸籍は大宝二年（702）に作成され、正倉院文書の中に奇跡的に紛れ込んでいたのが後年発見された。この文書は、古代の大家族制度の中身を具体的に窺い知る事のできる極めて貴重な資料である。そもそも当時の戸籍は、6年ごとに作成され30年間保管とされていたので、殆ど残っていない。しかし、幾つかが奇跡的に正倉院文書に紛れ込んだ。

どうして正倉院に残っていたのかについては諸説あり判然としないが、有力な説としては、太宰府にあったものが国司受領の平城京帰還時に奈良へ運ばれた、あるいは太宰府からの情報をもとに奈良の役所で清書し保管された、そしてそれらが、何らかの理由で東大寺に下げ渡された、というものだ。

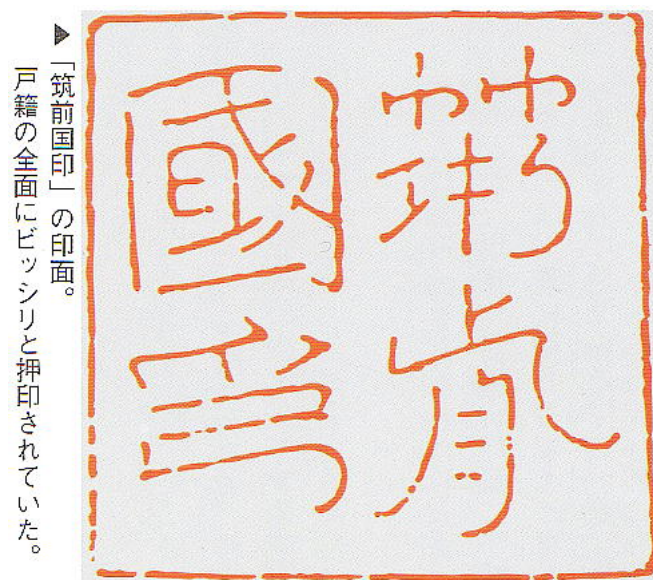
この戸籍は上質の和紙に書かれている。新聞記事にもあるように、当時の戸籍はほとんどが木簡に書かれていたと推測できる。それが上質紙に書かれていたため、当時貴重品であった紙が再利用されたものである可能性が強い。役所では記録や報告書作成のために大量の紙や木簡を必要としていた。

この頃金光明寺（後の東大寺）では、聖武天皇の号令の元、仏教を盛んにして国を治めようと、盛んに写経活動が行われていた。写経所でも紙が必要だったのだ。裏の部分を再利用するということで、金光明寺へ大量に払い下げられた可能性が大である。この戸籍の裏面は、東大寺大仏建立に関連した文書として使われたようなので、造東大寺司（東大寺建立の為に作られた役所）に払い下げられて、聖武天皇関連文書として正倉院行きとなった可能性が大である。幸運にも生き残った戸籍なのだ。



今回の木簡が発見されるまで、現存する日本最古の戸籍だった「筑前国嶋郡川邊里」戸籍。8世紀初頭、旧志摩町を中心に存在した川邊里の28戸（438人）分の戸籍が奇跡的に残っていた。これから古代豪族の様相が窺え、実に貴重な文献である。（正倉院文書）

「筑前国嶋郡川邊里 大宝二年」という1行から始まるこの戸籍は、縦27cm、横64.5cmの和紙に、縦書きで28家族438人、一人一行ずつで記されている。戸主から始まり、姓名、年齢、税の区分、続柄が記され、配列は血縁順である。書類の全面にほぼ隙間なく「筑前国印」の朱印が押されている。



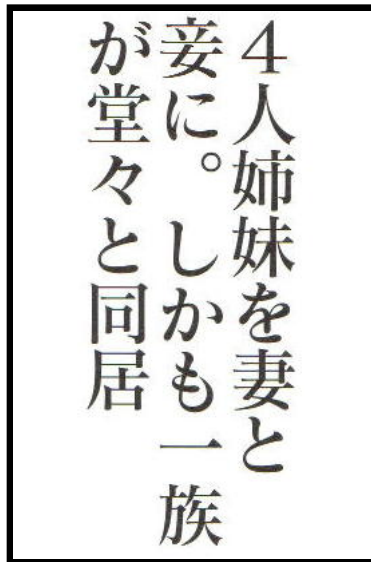
旧志摩郡には志摩七郷があった。郷とは郷戸（ごうこ）とも言い、人家50戸が単位である。この郷を、大化の改新時に「50戸を以て1里（さと）となす」と定めた。「国郡里制」の里である。これが行政上の最小単位で、現代の市町村のようなものである。いわゆる〇〇村だ。つまり川邊里＝川辺村である。時代は下って後世（935年頃）の「和名類聚抄（わみょうるいじょうしゅう）」には「川辺郷」の記述が見える。

川邊里には50戸の村があったようだが、現在戸籍で確認できるのは前述したように28戸（438人）分である。一戸平均にすれば25人という現在では考えられないような大家族だが、詳細にみてゆくとかなりバラつきがあり、小は5人から

最大124人の家族までさまざまである。124人というのも又驚くべき数字だが、もちろん一軒の家には収まらないので、ひとつの集落がそっくり一家族だったりのだろう。



右から1行目「戸主追正八位上勲十等 肥君猪手 年伍拾参歳 正丁 大領 課戸」と読める。2行目は「庶母 宅蘇吉志須 弥豆賣 年陸拾伍歳 老女」とある。



上の戸籍が川邊里最大の家族で、「肥君猪手（ひのきみのいで）」を戸主とする、124人の家族である。口分田は全体で13町6反120歩（約14ヘクタール）で、さらに郡長官（大領）の身分に対し6町（6ヘクタール）が支給されている。この「肥君（ひのきみ）」というのは在地の歴代の権力者で、おそらく熊本の「火の君」の流れを汲むのではないかと推測される。筑前にあっては屈指の豪族という事になる。また「正八位上勲十等」という位を受けており、地方においては相当な高官である。それ故嶋郡を治める長官である「大領」に任命されたのだろう。また「正丁」とは21歳以上60歳以下の男子で、「課戸」というのは課税対象者で納税の義務がある。

2行目は「庶母 宅蘇吉志須弥豆賣（やかそのきしすみずめ） 年陸拾伍歳 老女」となっている。「庶母」とは実の母ではなく義母を言うが、妻の母か、あるいは父の後添えかもしれない。

3行目は「妻 智多奈賣（かたなめ） 年伍拾貳（ごじゅうに）歳 丁妻」とあり、52歳の正妻と思われる。姓がないので、おそらくは2行目の庶母、須弥豆賣と同じく宅蘇吉志（やかそのきし）ではないかと思われる。この時代、奴婢（奴隷）には性がないが、妻が奴婢とは考えられないので、おそらく庶母と同姓だろう

4行目。「妾 宅蘇吉志橘賣（たちばなめ） 年肆拾（しじゅうしち）歳 丁妾」。妾が登場した。47歳。

5行目。「妾 黒賣（くろめ） 年42歳」。二人目の妾。

6行目。「妾 刀自賣（とじめ） 年35歳」。三人目の妾。

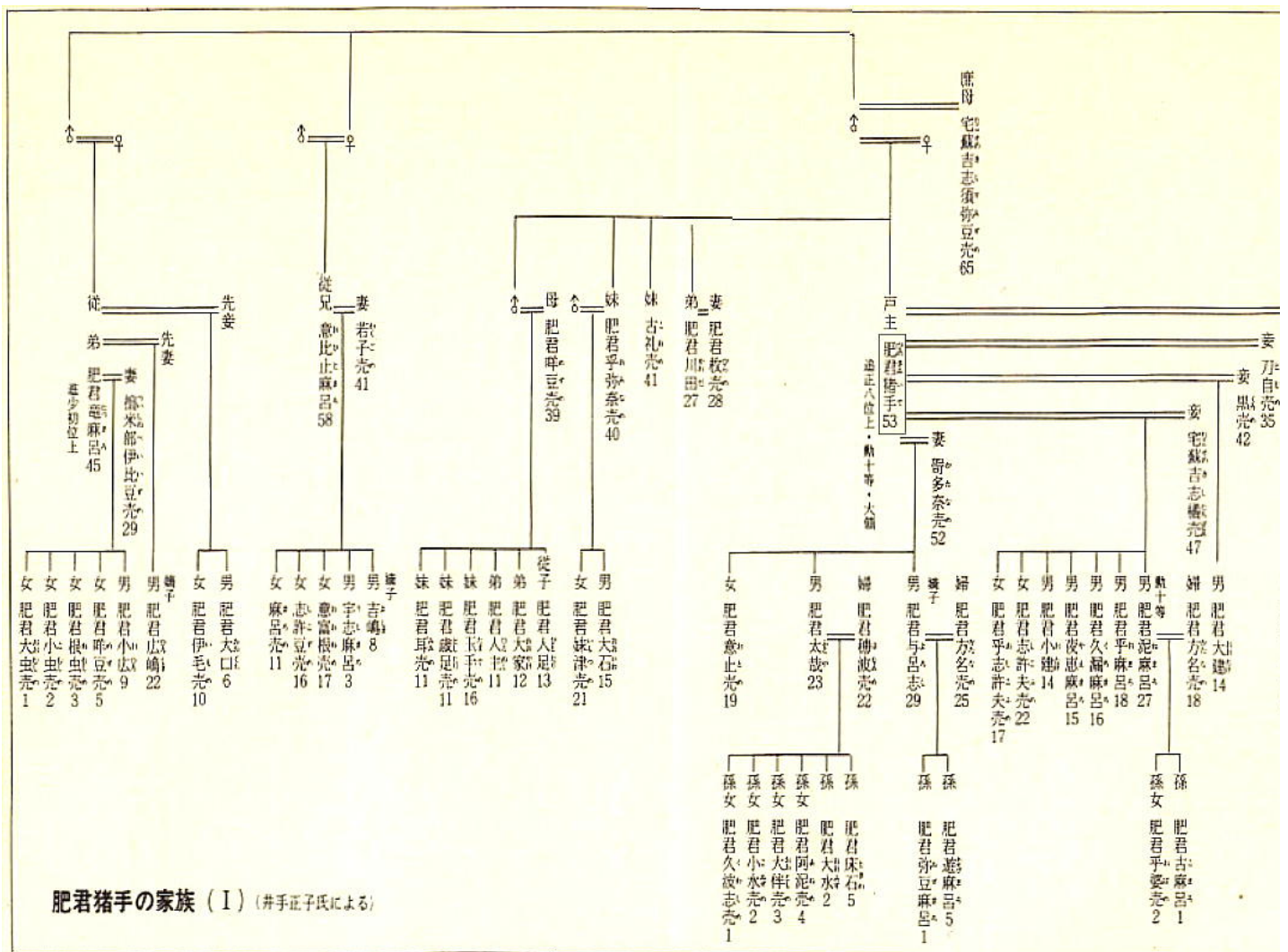
黒賣も刀自賣も姓がないが、これも橘賣と同じく宅蘇吉志だろうと思われる。実はこのほかにもう一人妾がいたようである。妾の名は戸籍にないが、その妾の子が記録されているので妾本人はおそらく早死にしたものだろうと思われる。ここで整理してみると、

庶母	宅蘇吉志の須弥豆賣	65歳
妻	智多奈賣	52歳
妾	宅蘇吉志の橘賣	47歳
妾	黒賣	42歳
妾	刀自賣	35歳

となり、ここから見てとれるのは、5人の女性がいずれも宅蘇吉志（やかそのきし）の出身であり、彼女らの年齢構成から類推して姉妹ではなかったか、という事である。5女の年齢構成の戸籍表記法からみて、以下の幾つかのケースが考えられる。

- ①. 庶母と正妻が姉妹であり、妾3人は別の姉妹。しかし姓が一緒なので親戚筋か。
- ②. 年齢的には庶母と正妻が親子とは考えにくいので、正妻と妾3人が4姉妹。
- ③. 戸主である肥君猪手も53歳だし、庶母が産んだとは考えにくいので、庶母の須弥豆賣は父の妾であった可能性もある。

少なくとも、肥君家は親子2代に渡って宅蘇吉志家と婚姻関係にあったことは確かなようである。姉妹を妾にするというのは、書紀によれば古代にはよくある。天武天皇は兄天智天皇の娘4人を妻にしている。しかし古代の天皇家における婚姻関係の複雑さは、多分に書紀編纂者たちの脚色が入っているのではないかと多少疑っていたが、この戸籍の例を見ても決してあり得ない事ではないのがわかる。地方の長官でさえこれなら、聖徳太子のあの入り組んだ複雑な姻戚関係は事実である可能性が高い。



正妻の子も妾の子
も同格!? 奴隷も多
数いた

肥君猪手の戸籍は、第7行目から「子」「子の妻」「孫」へと移っていく。それから戸主の「弟」「妹」へ、男から女へと記述される。第7行は長男の「肥君興呂志（よろし） 29歳 嫡子」とあり、正妻との間の長男であることがわかる。しかし第8行目には「勲十等 肥君泥麻呂（ひじまろ） 27歳 妾橘賣男」とあって、妾の子が勲十等という位を与えられている。妾の子の泥麻呂の方が、嫡子である興呂志よりも偉いのだろうか。それとも何か武勲でもたてたか。このあたりはどうもよくわからない。この泥麻呂は18歳の妻との間に男女2人の子供を持つ。

結局、戸籍に書かれた肥君猪手の家族関係は、正妻が2男1女を、第一妾が5男2女を、第二妾が1男を持ち、第三妾には子供がない。また、それぞれの子が結婚して子を持っている。肥君猪手からみれば、子が12人、孫が10人である。

この家族構成はもちろん今日では考えられないが、古代にあってはそう珍しい事ではないのかもしれない。また家族はこの構成単位くらいまでは、おそらく一つの屋内に同居していたのだらうと思われる。しかしこの戸籍には、加えて以下のような古代特有の家族形態がある。

■ 寄口（きこう）

古代戸籍の親族呼称は「いとこ」までで、それより遠い親類や縁者を寄口（きこう：よりく、とも呼ぶ）と称し、一族として参集する労働力の担い手だった。肥君家には3家族14人が記録されている。

■ 奴婢（めひ）

古代の奴隷である。奴（やっこ）は男、婢（めやっこ）は女である。現代と違って古代には奴婢は相当数いたものと思われ、牛馬同様主人の持ち物であったから、売買、贈与などの対象物として扱われた。3世紀の卑弥呼も、魏へしばしば生口（せいこう）と呼ばれる奴婢を送っている。

川邊里の戸籍に見られる8世紀初頭でも、奴隷制度は厳然としてあり、大化改新で「公民」は宣言されたが奴婢は解放されなかった。当時奴婢がどのくらいいたかについては、現在の研究では人口の5%程度とみられている。奈良時代の人口はおおよそ500万人と推測されるので、全国で約25万人程度の奴隷がいた勘定になる。官庁は彼らを公奴婢として、貴族や地方の族長は私奴婢として所有した。寺や神社も奴婢をもっていた。彼らは「無姓」であり、主人から解放されない限り、その身分は世襲である。彼らは普段黒い衣（?衣：そうい）を着せられ、最高位天皇の白衣の対極にあって、最下位の身分である事が一目でわかるようになっていた。ちなみに百姓は黄衣である。奴婢の間で子をもうけることもあったが、公民のように家族は持てず、生まれた子が男なら男親に、女なら女親に引き取られた。しかしその生まれた子も結局は主人の所有物であった。これらの奴婢は、争いの捕虜や飢饉の際売られた者、借金の片にとられた者などさまざまである。

今回の肥君猪手の場合には、「戸主奴婢」10人、「戸主母奴婢」8人、「戸主私奴婢」18人、所属不明1人、計37人となっている。「戸主奴婢」と「戸主私奴婢」はどう違うのか。「戸主奴婢」は一族共有の奴隷であり、「戸主私奴婢」は戸主個人の所有物と考えられ、「戸主母奴婢」は庶母ではなく、（今は無き）実母が嫁入りに際し持参した奴隷のようである。

この肥君家が所有する37人の奴婢の年齢構成は、上は63歳女性の大豊賣（おおとよめ）から、下は1歳女児の若津賣（わかづめ）、2歳男子の意富麻呂（いとまる）まで、老若男女さまざまであった。妙齢の女性はその「性」も主家から自由にされた。万葉集には次のような歌がある。

稻春（ま）けば 鞆（かか）る我（あ）が手を 今宵もか 殿の稚子（わかご）が 取りて嘆かむ

「鞆（かか）る」とは、手があかぎれてひび割れた様を言い、労働と隷従を強いられた日々であった。

奴婢が3世紀の卑弥呼の時代にもいたことは周知の通りだが、日本にいつ頃から奴隷制度が根付いたものかははっきりしない。エジプトなどでは遥か紀元前15世紀くらいにも奴隷がいたので、日本でも、あるいは縄文時代にもいたかもしれない。

川 辺 里 の 戸

戸 主	戸口	寄口	奴	婢
肥君猪手 ひのきみ いでて	124	26	15	22
肥君 肥君	35	8		1
許世部直 こすべのあひ	32	?	2	
物部 ものべ	31	2		
物部枚夫 ひら ふう	27	8		
物部細 はこ	23			
ト部志都麻呂 うらべしずまろ	23			
葛野部	23	?		
葛野部勾 かどのべ けい	22	12	1	1
建部枚夫 たけべ ふう	19	9		
ト部	19	?		
ト部乃母曾 の も も	16			
大神部荒人 おほみわ べ あらひと	16			
大家部猪手 おほやい べ	14	4		
物部麻呂	13	4		
葛野部	12			
葛野部色夫 しこ ふう	11	7		
己西部直酒手 さかい じふ ちかしうで	11	6		
ト部	11	?		
ト部久良麻呂 くら まろ	10			
ト部首 ひつで	5	2		

青木和夫編 『日本の歴史5』 古代豪族より（系図は井出正子氏製作）

魏志倭人伝には「大人（たいじん）は皆4－5婦、下戸（げこ）も2－3婦を持ち、婦人は淫せず、嫉妬（?忌（とき））せず。」とある。律令時代にもこの因習は続き、大化改新では一夫一婦制を採用し重婚は罰せられたが、妾ということにすれば男は何人でも配偶者を持てたのである。この伝統は長く続き、江戸時代、庶民の間では金持ちの家へ貧しい家の娘が入る「妾奉公」が日常茶飯事であったし、武家社会でも「お家断絶」になることを恐れて正妻以外に数人の妾がいた。江戸時代の川柳で、庶民はそのあたりのことを実に面白く揶揄している。

大名の 借りる道具は 腹ばかり

明治天皇にも妾はいた。大正天皇は皇后の子ではなく、皇后付き女官が産んだ子である。明治期の「新律綱領」は大宝律令を下敷きにしていたので、戸籍にも妾は「夫の二等親」と定められていた。二等親＝妻である。これはキリスト教を母体とした西欧社会の猛反発をかい、明治政府は明治15年に「妾公認」を撤廃した。なお妾の存在は、社会的に隠されるものではなく公表されるもので、妻も承知しているものである。この点、妻に秘密にする不倫とは大きく違う。

日本の大正・昭和時代の政治家であった三木武吉は、複数の妾を囲っていることに対する批判を逆手に取って当選したエピソードで知られる。実業家だった渋沢栄一は、大蔵省時代には自宅に妾と同居していたし、西武グループ創業者の堤康次郎も、女性関係が相当派手だったようで、女中、社員、華族の娘、**部下や息子の妻**を妾として子供を生ませたことで知られ、堤清二、堤義明らはいわゆる妾腹の子である。

妾制度はこうに近年まで存続したが、奴婢制度は平安中期には衰退した。8世紀半ばには奴婢の逃亡が始まり、8世紀終わりには良民と奴婢との間の子は良民と定められ、奴婢制度は実質崩壊した。

一方で戸籍制度も平安中期には実質を失った。重い課税から逃れるため、成年男子の疾病や廃疾が増え、どの戸籍にも女子の数が増加した。ミエミエの記載で、戸籍は意味をなさなくなったのである。その兆候は、実は早くも大宝2年（702）の川邊里の戸籍にも現れている。肥君猪手の一族124人のうち、課（納税者）は15人なのに、不課（免税者）は109人なのである。

鎌倉一室町期は「無戸籍の時代」だった。江戸期には家康の肝いりで「宗門人別帳」が作られ、これが戸籍の役割を果たす事になる。近代的な全国規模の戸籍ができたのは明治になってからである。

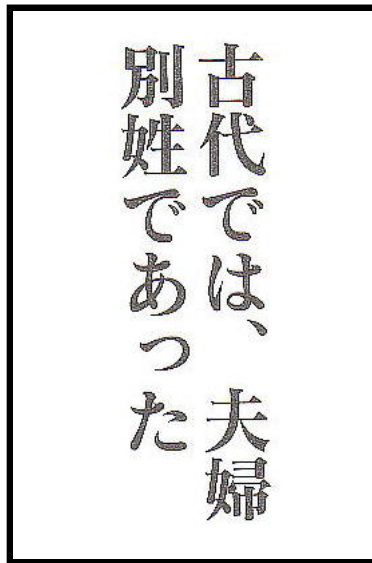
日本における奴婢制度は、隋・唐の律令制を日本式に改良して導入したものである。律令制の崩壊とともに消滅した。中世に現れる穢多・非人との間に連続性はない。

奴婢自体は、三国志魏志倭人伝に卑弥呼が亡くなったとき 100人以上の奴婢と一緒に殉葬したと言う記述や、生口と呼ばれる奴隸（または捕虜。異説もある）を魏に朝貢したと言う記述が見られるように、少なくとも邪馬台国の時代には既に奴婢は存在していた。これらの古代から存在していた奴婢を、律令制を取り入れるときに整理しなおしたものが、日本の奴婢制度だと思われる。なお、律令法においては良民を奴婢とすることは賊盗律によって禁じられていたが、債務返済に関しては役身折酬と呼ばれる返済方法が認められており、多額の負債を背負わされて奴婢同様に使役される者もいた。

律令制における賤民は、五色の賤（ごしきのせん）と呼ばれ五段階のランクに分けられていた。その中で最下級に置かれたのが奴婢である。奴婢は、大きく、公奴婢（くぬひ）と私奴婢に分けることが出来た。日本の律令制下における奴婢の割合は、人口の5%前後だと言われている。

公奴婢は朝廷に仕え、雑務に従事していた。66を過ぎると官戸に組み込まれ、76を越えると良民として解放されたようである。私奴婢は地方の豪族が所有した奴婢であり、代々相続することが可能であった。私奴婢には、口分田として良民の1/3が支給された。

日本の奴婢制度は、律令制の崩壊と共に消滅し、900年代には既に奴婢制度の廃止令が出ている様である。奴隸としての賤民は早い時代に消滅したが、被差別階級としての賤民（いわゆる“穢多”“非人”）が中世の頃から顕著に見られ始め、近世を通じて存続し、明治4年(1871年)の解放令まで残っていた。



見てきたように、わずかに残っている古代の戸籍は、他にもいろいろな情報を含んでいる。たとえば夫婦別姓である。

21世紀の今日、民法で真剣に論じられている課題が、すでに8世紀では当たり前の事だった。肥君猪手の妻は肥君を名乗らず実家の姓を名乗る。生まれた子は夫の姓を名乗っている。

氏姓（うじかばね）制度について、公民は氏と姓を持っていた。肥君猪手の場合は「肥」が氏で「君」が姓である。かばねは今日では全く廃れたが、昔は天皇から与えられた銘柄だった。「君」とは天皇家ゆかりの血筋であり大変な格式を示している。「肥君」は6世紀、九州に覇を唱えた「筑紫火の君」の流れを汲み、九州各地に盤踞した一族であろうと思われる。

川邊里戸籍には、「肥君」以外にも「卜部（うらべ）」「物部」「葛野部（かどのべ）」などが多く見られ、それらは中央豪族に連なる「中臣」「物部」の一族であり、各地の有力者たちと中央の結びつきが窺える。この時代、大和朝廷と筑前国とは密接な「支配＝被支配」の関係が成り立っていたことがよくわかるのである。



モデルは我が歴史倶楽部の西本さんと乾さん。よく似合ってますなあ。

日本最古の木簡 追加考察

前項の「戸籍」の紹介に加えて、実は考察しておかねばならない事項がもう一つあった。それはこの戸籍に記載された「肥君猪手」の庶母、そして妻、妾たちの氏族「宅蘇吉志（やかそのきし）」という氏族についてである。呼び名は（たこそきし）（たくそのきし）など諸説ある。この宅蘇という名前は渡来人の名前である。元宮崎公立大学の教授で「東アジアの古代を考える会」の会長である奥野正男氏は、「いまの高祖(たかす)という地名は、古文獻の「高杜（たかこそ）」「宅蘇（たくそ）」「卓素（たくそ）」に通じている。つまり『古事記』に出てくる渡来製鉄工人「韓鍛・卓素」が最初に定住した地に、その氏の名をとった「卓素・宅蘇」の地名が付き、やがて「宅蘇」氏が渡来氏族だったので名字の下に「吉士」が付き、律令の戸籍に引き継がれたのではないかと述べている。

宅蘇吉志は渡来系の氏族で、製鉄に関係していたというのだ。宅蘇は「たかそ」が元で高句麗経由の氏族で、「高祖」→「鷹栖」「高須」「多胡」などのルーツとも考えられるという。宅蘇とは『応神記』に見える韓鍛宅素のことだといふのである。（巻末参照の事）

事実、九州大学の糸島市への移転に伴って実施された福岡市による発掘調査の結果、この地に古代の鍛冶場跡遺構が数多く発見されており、新たな木簡も多数出土しているの、やがてそのあたりの実態も次第に判明してくる事だろう。また九州大学の服部英雄氏も、「韓鉄（大宰府管志摩郡製鉄所）考 —九州大学構内遺跡出土木簡—」という論文の中で（Kyushu University Institutional Repository (QIR)）、肥君猪手、宅蘇吉志に言及している。

さて「吉志」についてみてみよう。この「吉志」とは元々新羅で使われていた呼称で、記紀には吉志の姓（かばね）として数多く登場する。吉士、吉師、企師、吉なども表記するが、新羅では吉士、吉次、吉之などと書かれている。飛鳥時代以前の人名一覧（ウィキペディア）によると、以下のような吉志名が文献にみえるが、時代境界があいまいなため、古墳時代とおそらくは弥生時代の人物も含まれていると思われる。

吉士(吉志・吉師)氏

吉士赤鳩

吉士磐金
吉士雄成
吉士老
吉士金
吉士倉下
吉士駒
吉士長丹

吉志一族は、6世紀頃日本に帰化し、朝廷の役人となって、外国使節の接待、通訳など主に外交に携わった。白村江の戦いの折にも、日本軍の道案内をつとめたようである。

記紀には「難波吉志」という記載が多くある。吉志一族は大阪を本拠とし、その後九州の磐井の乱、朝鮮半島の動乱に伴う緊張などで、中央から北部九州に派遣されたものと思われる。中央のエリート官僚が地方自治体へ出向したようなものだろう。それが在地の「宅蘇」と結びついて、やがて「肥君」とも結びついた。そのような中から、今回の戸籍にかかれた「肥君猪手」も登場してくる。

私が現在住んでいる吹田市に「吉志部神社」がある。我が家から4, 5分の所にあつて毎年初詣に行くが、ここも朝鮮からの渡来人「吉志」一族が建てた神社である。創建時のことはほとんどわかっていない。社伝では、応神天皇の時代に大和国の瑞籬（しきみずがき）より奉遷して祀ったとされている。おそらくは平安時代にはあったと思われる。応仁の乱以降の戦国の時に壊滅的に焼失したが、朝鮮から渡来してきた吉志一族の末裔によって江戸時代に再建された。



「宅蘇吉志」の居住地について、前出の奥野氏は旧前原市の「高祖神社」のあるあたりだろうと推測しているが、「宅」に注目して、筑前国那珂郡の田来郷（和名抄）という研究者もいる。現在の福岡市南区日佐（おさ）から春日市（かすがし）にかけての一带である。ちなみに、日佐という地名は訳語（おさ）すなわち通訳の意味で、朝鮮からの帰化人日佐氏が住んでいた所である。

蛇足ながら、現在でも佐賀県には「井出」「井手」という名前が多い。「井手」は日本で佐賀県に最も多い名前である。「肥君猪手」との関わりを思い起こさせる。猪手を「いで」と読み、井出姓ルーツを肥前あるいは筑前嶋郡と見るのである。

正倉院文書にはこの川邊里戸籍の他にも、豊前国上三毛（かみみけ）郡塔里（とうのさと：福岡県大平村）、仲津郡丁里（よばぼろのさと：大分県中津市）の戸籍が残っているが、塔里の戸籍には秦部（はたべ）、塔勝（とうのすぐり）、丁勝（よばろのすぐり）などの氏姓を持つ者が多い。秦部は有名な渡来人だし、塔、丁の系脈ははっきりしないが、勝（すぐり）は帰化人に与えられたカバネである。

北部九州は大陸・半島との窓口にあたるので、糸島、筑前から豊前にかけての一带に、まとまって帰化人の集団が住んでいた村があったことが、正倉院の戸籍からうかがい知ることができる。

古代製鉄の研究

筑前の古代製鉄と韓鍛(からかぬち)・卓素(たくそ) (宅蘇(たくそ)吉士(きし)) のこと

奥野正男

元岡遺跡群

九州大学工学部の移転地（福岡市西区元岡）で発見された元岡遺跡群の製鉄遺跡は、奥行き200メートルほどの狭い谷の緩斜面に、等高線上に配列したように二十八基の製鉄炉がほぼ一線上に並んでいた。一種の連続操業を想定できる、このような製鉄炉群をもつ遺跡は、日本でも初めての発見であった。しかもここで使われていた鉄の原料は、近くの大原（おおばる）海岸で採れるチタン分の低い良質の海岸砂鉄であった。日本の古代製鉄の原料は、古墳時代後期以降、鉄鉱石を使用してきたというのが、戦後の冶金学会の通説だった。したがって日本の古代製鉄では、何時、何処で砂鉄を原料にした製鉄が始まったのかが重要な研究課題になっていた。江戸時代のたたら製鉄で有名な出雲地方でも、このような大規模な古代製鉄遺跡はまだ見つかっていないのである。

たたら製鉄の源流

元岡製鉄遺跡の遺物は、数十トンのぼろ鉄滓や炉壁、フイゴ羽口（土製送風管）などである。炉の形はすべて箱形炉という定型化したタイプに統一されており、出雲で著名な砂鉄を用いた「たたら製鉄」の源流に位置付けられるものである。とくにこの遺跡からは「壬辰年韓鐵□□」という木簡が出土した。「壬辰年」は西暦752年に当たり、この年、難波・博多から藤原清河らの第十回遣唐使が出発、奈良の都では東大寺で盧舎那仏(るしゃなぶつ)の開眼供養が行なわれた年だった。元岡製鉄遺跡の年代がわかったことにより、製鉄技術史のうえで、箱形炉に定型化した時期に砂鉄を原料にしたという一つの定点があたえられることになった。この意義はきわめて大きい。

渡来系の製鉄工人

「壬辰年韓鐵□□」という木簡の意義は、先にのべた炉の年代上の問題にとどまるものではない。「韓鐵□□」は「からかぬ」と解釈した文献史学者もいたが、律令期の鉄を上納した備前の木簡では、上納品の「鐵」は「鐵」であって、特に「韓鐵」とは書いていない。私は□□の断簡から「韓鐵師(からかなじ)」・「韓(から)鍛冶(かぬち)」なる古語を連想する。また「韓鐵」といえば、『古事記』応神天皇段に、馬を連れてきた阿智吉師、論語十巻と千字文をもたらした和邇吉士師の渡来をのべたあとに、「また手人韓鍛(からかぬち)、名は卓素(たくそ)、呉服(くれはとり)・西素(さいそ)二人を奉りき」とある。『古事記』は渡来系製鉄工人のことを「韓鍛(からかぬち)」と呼んでいたのである。また元岡製鉄遺跡から出土した別な木簡には「嶋郡」の文字のあるものもあった。この元岡遺跡のある地域が、律令期の筑前国嶋郡に入ることは、大宝二年(701)の「筑前国嶋郡川辺里(かわなべのさと)」戸籍断簡によって知られている。

九州の古代製鉄学を開拓した大場憲郎氏

元岡製鉄遺跡の発掘に遡ること約30年、昭和48年ころ、私は博多で古代製鉄の調査と研究をしていた大場憲郎氏の家に日参していた。元岡や金屎(かなくそ)池(いけ)（大原海岸の南）の鉄滓出土地と一緒に出かけ、地べたを這い回るようにして鉄滓や土器片・須恵器を拾い集めて、現場で地形をスケッチして遺物の採取地を記入して大場宅に運びこんだものだった。大場先生はその前年に、中国湖南省にある前漢時代の大製鉄コンビナートの報告書『鞏県鉄生溝』を翻訳し出版していた。先生は私に、日本の古代製鉄を知るには中国漢代の考古と歴史を勉強しなければならぬと言い、中国の雑誌『考古』『文物』『考古学報』の購読を勧め、さらにその頃、中国で出た『中国冶金簡史』（北京鋼鉄学院編著）を「・・・自分で訳してみたら」といわれた。「・・・九州の考古学者はまだ誰も鉄滓に関心を持ってないが・・・」といわれた。大場先生のその言葉にうごかされて、私はそれから1年かけて中国語辞典一冊だけで『中国冶金簡史』を読み、2冊のノート稿にまとめた。それは間違いだらけの訳文で、人に見せられるものではないが、なぜこれを書くかということ、この中国冶金簡史のなかに、後漢代に発明されたという「炒鋼法」（溶融状の鑄鉄の炭素を減らして鋼にする方法）が詳細に記述されていたからである。

「韓鍛(からかぬち)・卓素(たくそ)の系譜」（注1）

文献資料を読まない考古学はダメだという大場先生の助言で、私は竹内理三編『寧楽遺文』（上下）などを買い、先述の「大宝二年筑前国嶋郡川辺里(かわなべのさと)戸籍」などを調べて、律令期の筑前嶋郡で「韓(から)鍛冶(かぬち)」・卓素が製鉄をしていたという最初の史論を発表した。（注1）

この川辺里(かわなべのさと)戸籍に出てくる人物で、戸主「嶋郡大領」「肥君猪手(ひのきみのいにて)」の庶母の氏名は、渡来系氏族の尊称である「吉士」を名字の下につけた「宅蘇吉士須彌豆壳(たくそきしすみずめ)」という。また正妻のほかには三人いる妾(めかけ)のなかにも「宅蘇吉士橘壳(たくそきたちばなめ)」がいる。この「嶋郡大領」の母方と、妾の実家が「宅蘇吉士」なのである。「宅蘇吉士」の所在地を知る資料はない。しかし当時の糸島には、嶋郡と怡土郡があり、その怡土郡の中心地が現存する怡土城内の高祖神社のある「高祖(たかす)」の地ではないかと思う。いまの高祖(たかす)という地名は、古文獻の「高杜(たかこそ)」・「宅蘇(たくそ)」・「卓素(たくそ)」に通じている。つまり『古事記』に出てくる渡来製鉄工人「韓鍛・卓素」が最初に定住した地に、その氏の名をとった「卓素・宅蘇」の地名が付き、やがて「宅蘇」氏が渡来氏族だったので名字の下に「吉士」が付き、律令の戸籍に引き継がれたのではないかな。

「壬辰年韓鐵□□」の木簡が出土する30年前に、私は、古代の文献資料から、律令期の筑前国怡土郡で「韓(から)鍛冶

（かぬち）」・「宅蘇吉士（卓素）」が製鉄をしていたという論文を書いたのである。

（注１）金達寿編集『日本のなかの朝鮮文化』２４号１９７４年。

遺跡の保存

低チタン分の砂鉄を使った箱形炉による製鉄技術の解明には、この遺跡のすべての遺構と遺物に対する冶金学的研究が必要になってくる。この遺跡の発掘調査は終わり、一時的に土俵で埋め戻されているが、保存のメドがたっているわけでもない。技術上の解明はこれからであり、今後、冶金学、金属学、鉱山学など専門家をそろえた研究体制を作っても二、三十年はかかるに違いない。世界に冠たる日本刀をつくった、たたら製鉄技術を解明できる遺跡は「世界遺産の価値がある」といっても過言ではない。

=====

韓鉄（大宰府管志摩郡製鉄所）考 一九九四年九州大学構内遺跡出土木簡一 （抜粋）

服 部 英 雄

1－3 川辺里戸籍

正倉院文書・川辺里戸籍は大宝元年、（元岡）桑原木簡の翌年、大宝二年作成の戸籍で同時代である。この戸籍から知られる氏姓は肥君78名、宅蘇吉志2名、生君2名、卜部84名、物部63名、葛野部43名、大家部25名、建部19名、大神部12名、中臣部11名、搦米部10名、己西部（許西部・許世部）9名、額田部6名、生部4名、難波部・秦部・宗形部各2名、出雲部・宇治部・吉備部・久米部・宗我部・財部・多米部・平群部各1名となっている。川辺里の位置については馬場、元岡など諸説があるが、決定を見ない。戦国時代には川辺村（河名部村）は元岡村とは別に書かれているから（天正十九年三月廿三日志摩郡田畠検地帳、朱雀文書『筑前国悟土庄史料』243）、元岡地域ではあるまい。古代川辺村住人は生君・生部であれば、生（壱岐）苗字であって、地位によって君であったり部であったりもした。川辺里での多数派は卜部84名であり、それに次ぐのが肥一族で、君が78名いた。さらには物部63名、葛野部43名、大家部25名が目立つ。肥君には大領となるものがいて（猪手は戸籍に、五百麿は承和八年（841）正月十六日筑前国牒案にみえる）、中臣部氏には少領になるものがいた（加比・『続日本紀』和銅二年（709）六月二十日条）

元岡桑原木簡にて、上記戸籍と一致する人名は下記の通りである。

●葛野部・難波部・大伴部・額田部・久米部・建部・己西部・中臣部・大神部

＊『和名類聚抄』郷名との一致については後述する。

墨書土器は大宝木簡が出土した20次調査にて80点が出土、報告書8にあるように、案主（3点）、乙猪（5点）、鳥足（鳥足）、万、鞍手、常石田（2点）、刀山もしくは刀山下（3点）、田□、長山、道作（道も含めて3点）、山、田、関、加水作もしくは架作・加木作、字（2点）、作・作善（35は弥□の可能性もある）・善、依、福、日日日日、の、守、桑、大口、夫もしくは夷、秦もしくは奈、□四□（50）、少、古、三□と読むことができる。報告書では読みがないが、7次218は昼、287は彗であろう（12、92頁）。刻書土器には廿、申、大、井力がある。

刀山下については遺跡地が戸山（外山）谷、西の山が戸山（外山）であるから、当時からトヤマと呼ばれていたようだ。すると桑も桑原かもしれない。

（Kyushu University Institutional Repository (QIR)）

[論文の全文を読む](#)（PDFファイルです。）

=====

「アイヌ・カラカンチ」と韓鍛冶 1984年3月8日付毎日新聞（夕刊）より転載

奥野正男（おくの・まさお：筑紫古代文化研究所代表）

日本最古の戸籍史料の一つである大宝二年（702）「筑前国嶋郡川辺里」の戸主・「肥？君猪手（ひのきみのいて）」は、奴婢37人を私有する郡大領（郡長）で、その庶母、妻妾の出身氏族が「宅蘇吉志（たくそきし）」である。「吉士（志）」は、良馬をもたらした「阿知吉士」や論語十卷・千字文一卷をもたらした「和迺（わに）吉士」（『古事記』）など、渡来氏族固有の姓（かばね）あるいは尊称といわれる。『古事記』では、このとき「韓鍛冶・卓素」も渡来したと記している。

戸籍断簡の「宅蘇吉志」は、東大寺文書などで、今の前原町高祖（たかす）に本地をおく氏族とみられ、ここにある高祖神社につながり深い伊都県主（あがたぬし）は新羅王子・天日杵（あめのひほこ）の末裔という伝承が『風土記』（逸文）に残されている。

早良平野の郡司層が名前をだす史料は、天平宝字二年（758）の「観世音寺早良奴婢進？入状」で、これは一種の奴隷売買の証文である。内容は、早良郡額田（ぬかた）郷（現野方）の戸主で擬大領の「三家連（みやけのむらじ）豊継」が、観

世音寺から借り分の稲千二百束の代りに、自分が所有する奴婢五人を差し出したもので、擬少領（次長）の「早良勝（さわらのすぐり）足嶋」が証人として名を連ねている。この「勝」は「村主（すぐり）」と同義で、やはり渡来氏族の姓であり、大領の「三家＝三宅」氏も、『新撰姓氏録』によれば、天日杵の後裔とされる。

こうしてみると、八世紀代に糸島や早良地方でさかんに製鉄が行なわれた頃の郡司層は「吉士」や「勝」をなめる渡来系豪族であり、しかも彼らはまだ多数の奴婢を私有するなど、前代以来の支配を温存している在地性につよい豪族だったといえる。彼らの下には製鉄・製塩などに直接たずさわる工人集団が掌握され、その多くは雑戸といわれる身分に属していたらしい。

下総国 葛飾郡大嶋郷・倉麻郡意布郷・■托郡山幡郷 戸籍

■＝金＋千

このHPをupした直後、私もよく投稿している掲示板に、東京のコマツさんから以下の投稿があった。なんとまあ、寅さん、サクラだという。山田洋次監督がまさか古代の戸籍について知っていたとは思えないが、実に面白い符合ではある。

下総国戸籍 投稿者：コマツ 投稿日：2012年 6月27日(水)14時42分3秒

木簡の戸籍の話が筑前さんからありましたが、今日の読売新聞に下総国戸籍の記事がありました。早速、市川市の文化センターで事業報告書を手に入れました。下総国葛飾郡大島郷の嶋保里は、葛飾柴又の川向こうですが、当時からトラさんという名前が多かったようで、何人も出てきます。刀良と書いたようです。さらにサクラという名前もあります。こちらは佐久良買（サクラメ）と書かれています。氏は孔王部（あなほべ）という家が多いようです。日本書紀に出てくる穴穂部に関係するのでしょうか。じっくり読むと面白そうです。

写真は1ページ分のコピーと、刀良と佐久良買の家族の拡大コピーです。トラは10才、サクラは29才と記されています。隣の家だったのかしら。

2012年(平成24年)6月27日(水曜日)

文化

歴史

古代の柴又に「とらさん」



正倉院文書に断簡となつて残る養老5年(721年)の下総国戸籍を推定復元した調査報告書を、千葉県市川市が刊行した。様々な正倉院文書の復元は、個別の研究では示されていたが、まとまった形で紹介されるのは初めてという。昨年10月に死去した正倉院文書研究の第一人者、皆川完一・元東大教授の最後の仕事にもなった。

正倉院文書の戸籍 復元刊行

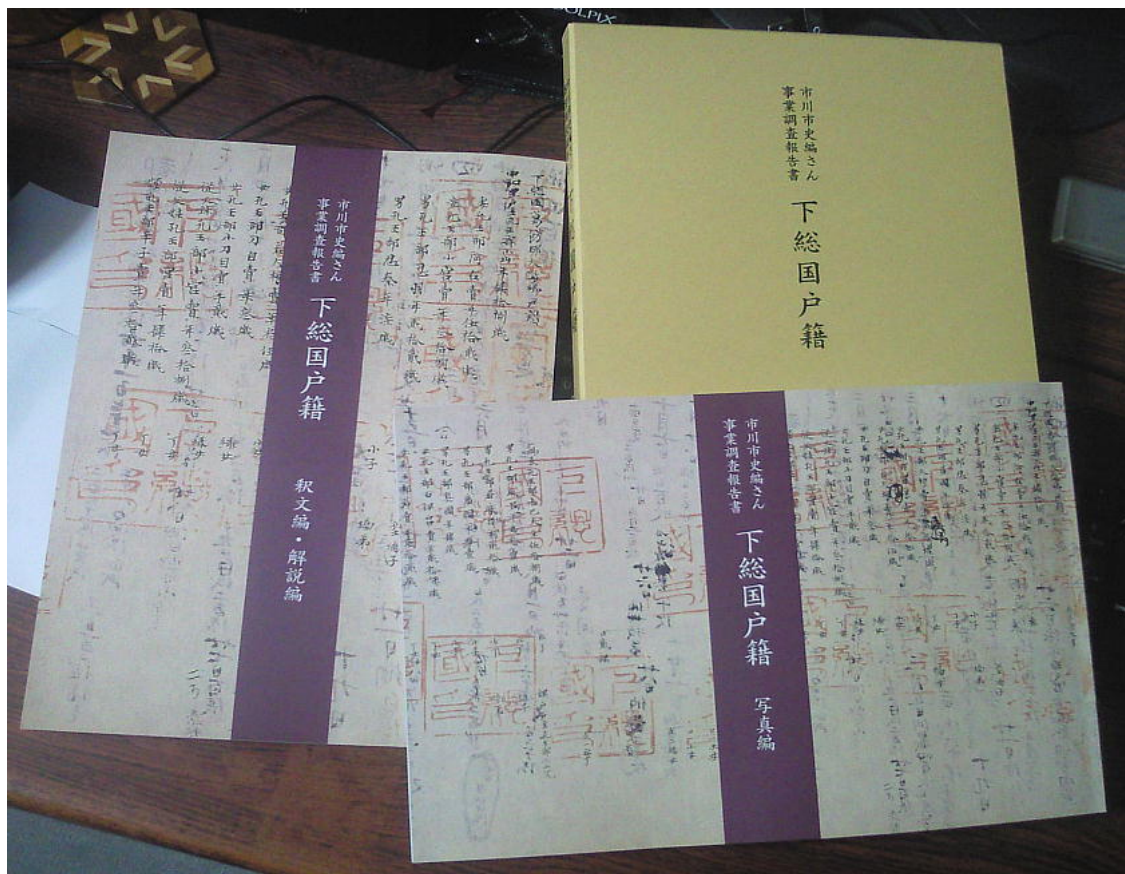
正倉院文書には、下総国のほか、大宝2年(702年)の御野国(美濃国、岐阜県)などの戸籍が残されている。それらは反故紙として奈良・東大寺の写経所に払い下げられたもので、裏面が帳簿などに再利用されたうえ、江戸後期・明治期の整理作業によってバラバラになってしまっているのが現状だ。

下総国は現在の千葉県北部とほぼ重なるが、その国府があったとされる市川市は4年前、市史編さん事業の一環として復元に着手。原本は正倉院宝物で調査できないため、国立歴史民俗博物館(千葉県佐倉市)所蔵の複製本をはじめ、閲覧可能な複製本や写本、写真などをすべて調べて、断簡の接続部分を確認。可能な限り文書が戸籍だった当時の配列を再現した。

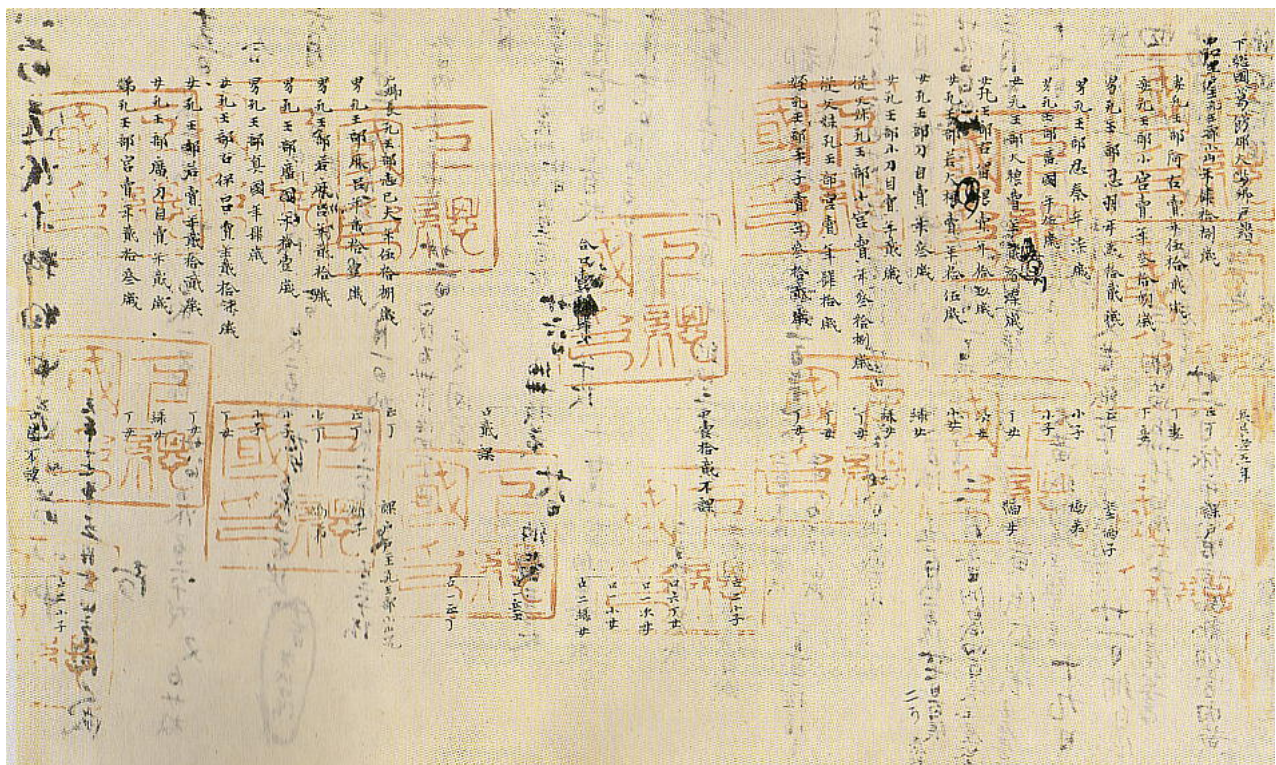
図版では、同国の戸籍すべてと、その裏の文書の複製品写真をカラー見開きで掲載。2次利用の様子が目で分かるようになっており、正倉院文書のどこに収録されているかといった情報も付した。文書の継ぎ目部分に入り込んで見えない文字も、原本の透過光写真で紹介している。

解説では、戸籍の基礎単位で、複数の小家族からなる「郷戸」の系図復元も試みた。現在の東京・柴又周辺にあたる「葛飾郡大嶋郷嶋俣里」の郷戸には、柴又を舞台にした映画「男はつらいよ」の登場人物と同じ「刀良」と「佐久良實」の名も。刀良は10歳、佐久良實は29歳で別家族とみられるなど、映画との違いはあるが、古代の「寅さんファミリー」を思わせて興味深い。

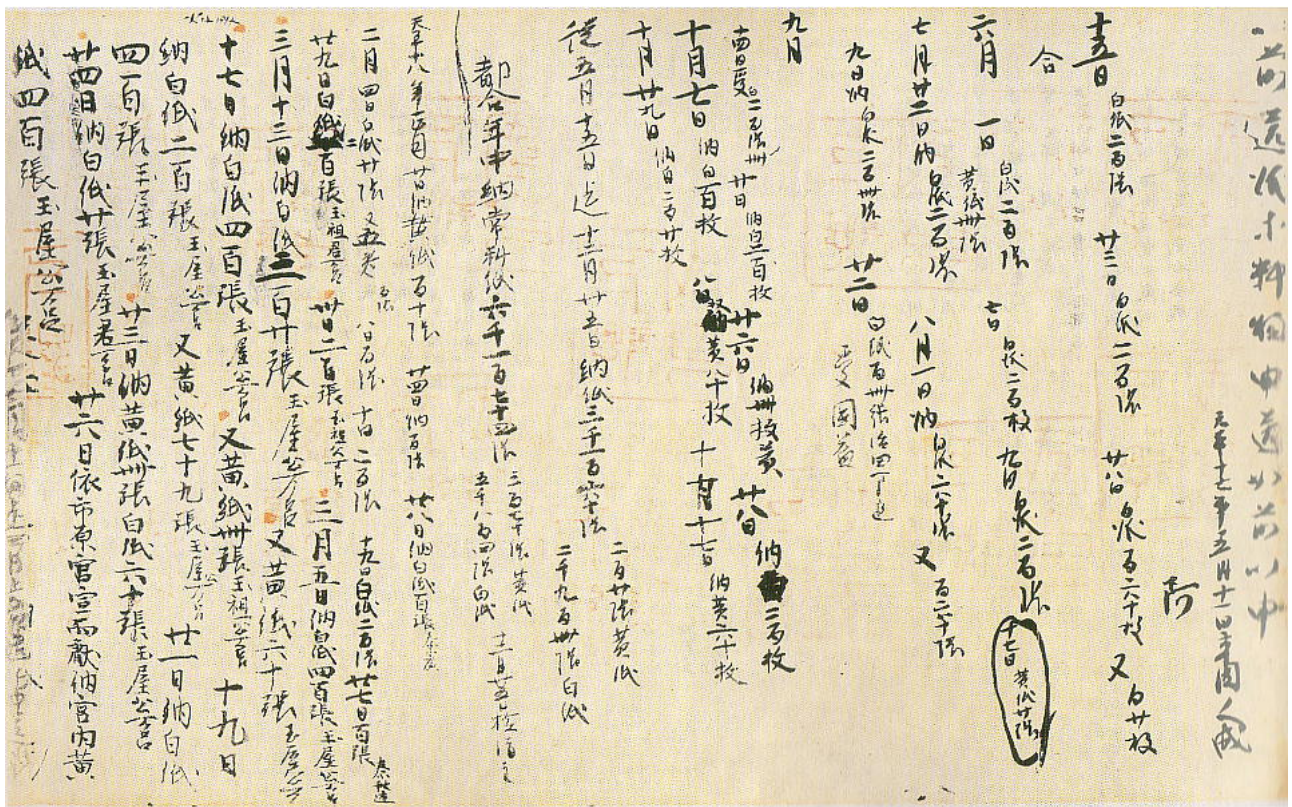
翻刻文は、東大史料編纂所で長年正倉院文書原本の調査に携わり、「正倉院文書研究会」の初代代表を務めるなど研究を先導してきた皆川氏が改めて読み直し、最新の成果も加えた原稿がもとになっている。ともに調査した市史編さん委員長の吉村武彦・明治大教授は「報告書は古代の戸籍や正倉院文書研究の基礎資料となるもの」と話している。釈文・解説編と写真編の2冊1組で1800円(税込み)。問い合わせは市川市映像文化センター(☎047・320・3334、月曜休館)。(文化部 早川保夫)



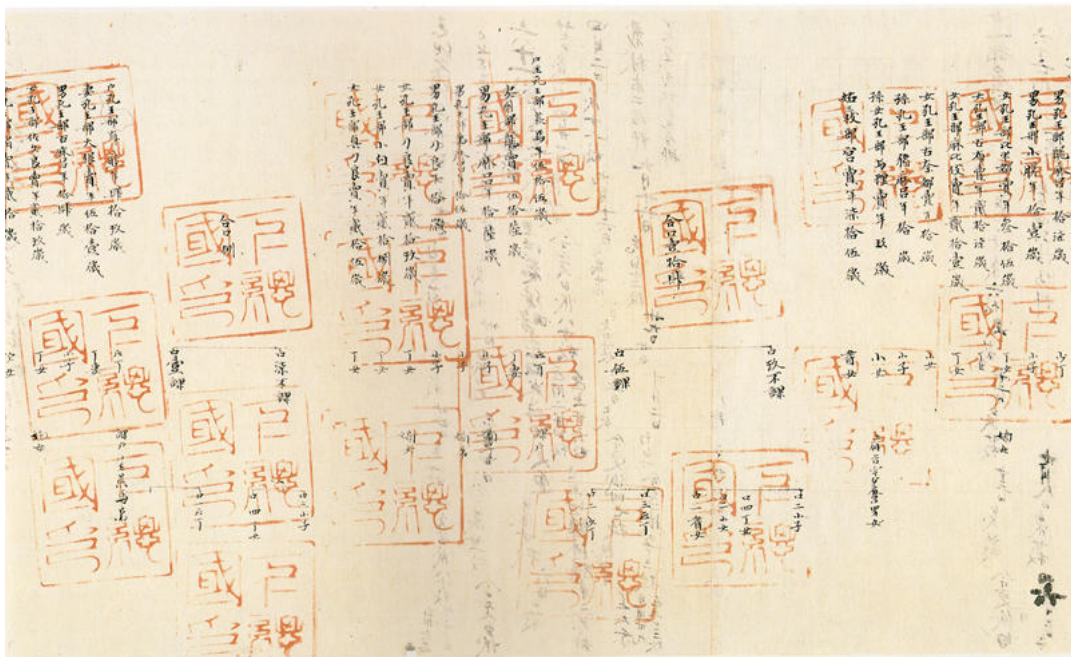
早速コマツさんに連絡して、市川市から購入してもらった。コマツさんありがとうございました。



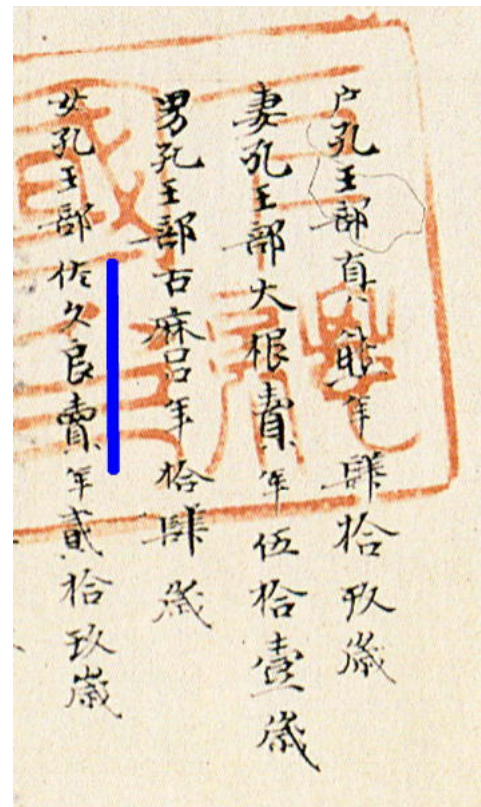
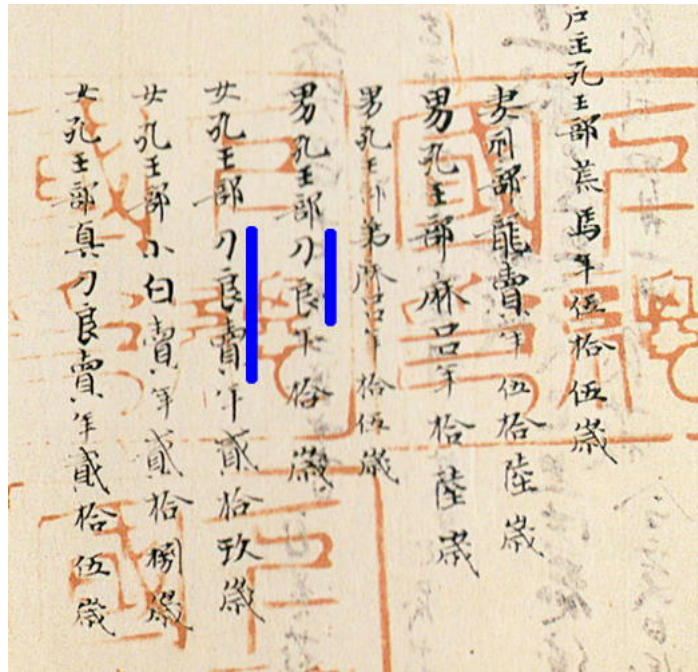
写真編の最初に載っている戸籍。下はその裏側に書かれた「常疏料紙収納帳」。裏表の透け具合もきれいにわかる。



下3枚はコマツさんがscanして送ってくれたものです。



同じように「下総国印」が全面に押されている。統一した書式があったのだろうか。（解説を読むと統一書式はないらしい。）

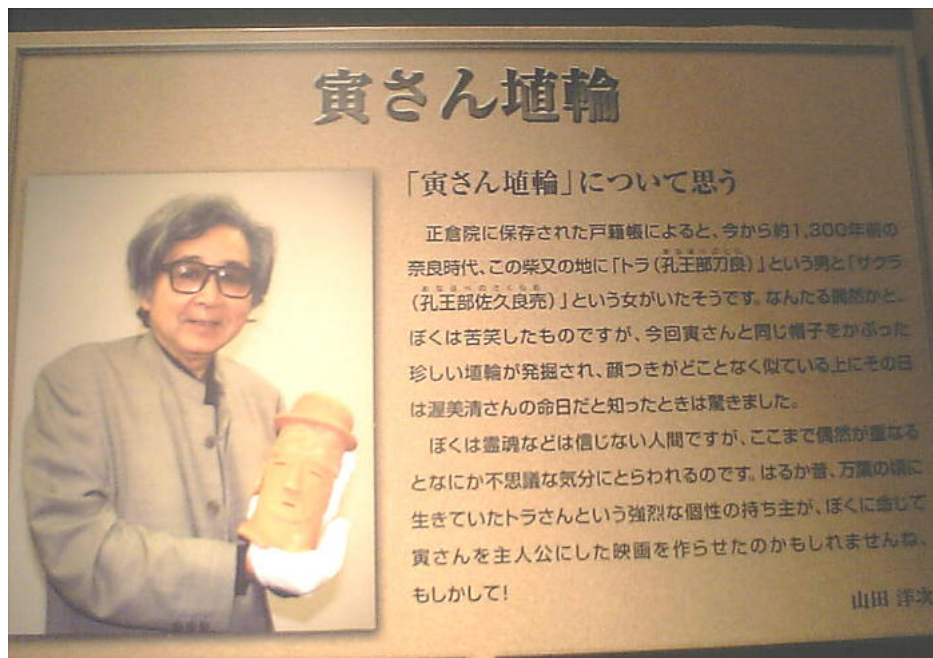


トラ（刀良）の他にトラメ（刀良賣）というのもある。

こっちがサクラ（め：佐久良賣）。



柴又の古墳から出土した「寅さん埴輪」。この地はそうとう昔から「トラさん」と縁が深い。



上記2枚の写真は、いずれも「博物館巡り」の[「葛飾区郷土と天文の博物館」](#)から転載。

ご覧いただいたように、葛飾郡大嶋郷の戸籍には「孔王部」（あなほべ）という姓が多い。というか、殆どこれしか載っていない。大嶋郷には、甲和里、仲村里、嶋俣里の3つの里があり、総戸数130戸1191人分の戸籍があるが、その殆どは孔王部である。他には、私部（きさいべ）が27人、刑部（おさかべ）が18人、三枝部（さえぐさべ）5人、磯部（いそべ）2人、壬生部（みぶべ）一人、石寸部（いわれべ）一人、小長谷部（こはつせべ）一人、藤原部（ふじわらべ）一人、日奉舎人部（ひまつりとねりべ）一人、となっている。残りの1,134人はすべて孔王部であり、実に95%が孔王部なのだ。これが倉麻郡意布郷になると、藤原部が圧倒的で、後は占部、土師部、大伴部などが散見されるだけで孔王部は皆無である。■（金十千）托郡山幡郷では、戸籍数も少ないが全員壬生部だけで、孔王部も藤原部もない。これは何を物語るかという、おそらくは同族を中心に郷が形成されているからだろうと思う。ちなみに大嶋郷には、トラ（刀良）が4人、サクラ（佐久良賣）が一人いる。また大嶋郷甲和里は現在の江戸川区小岩、大嶋郷嶋俣里は葛飾区柴又に比定する説が有力なようだ。

戸籍の内容は筑前国で見たものとはほぼ同じである。戸主、戸主との続柄、官職名、課税非課税の区分、奴婢、などだが、筑前国にあって下総国の戸籍にないものは、口分田等耕作地の面積に関する記載である。また妻の数も少ない。130戸の戸長のうち妻三人を持っているのが1人、二人持っているのが3人、一人だけ持っているのが6人いる。筑前国の、殆どが妻を持っているのに比べると圧倒的に少ない。耕地面積の記載がないことと併せて考えると、筑前国の方が経済的には恵まれていたと考えられるのではないかな。どちらの戸籍も大宝二年（702）に作られているので、全く同じ時期である。

孔王部 出典：ウィキペディア

この記事には複数の問題があります。改善やノートページでの議論にご協力ください。
 信頼性について検証が求められています。確認のための情報源が必要です。 2011年12月にタグ付け
 ほとんどまたは完全に一つの出典に頼っています。 2011年12月にタグ付け
 マークアップをスタイルマニュアルに沿った形に修正する必要があります。 2011年12月にタグ付け

孔王部 [1]（あなほべ）は、安康天皇の御名代部として設置した穴穂部（あなほべ）に始まった御名代部である。第二十代安康天皇が近江国穴太村に穴穂宮を建て、そして、自らを穴穂天皇と称した。この穴穂部は、安康天皇の崩御後に第二十一代雄略天皇が十九年紀（480）に詔して置いた安康天皇の御名代部である。

孔王部の支配管掌

下総国猿島郡伏木村字穴太（あなほ）の孔王部や、葛飾郡大島郷の孔王部を支配管掌したのが海上国造（しもつうながみのくにのみやつこ）の孔王部直（あなほべのあた）である。

所在地

「葛飾郡八島郷。同郡大島村ナルベシ。和名抄ニ、傍訓ヤシマトアレド、誤字ニスガリシ訓ニテ、證トハナシ難シ。養老五年ノ戸籍ニ、（京師穂井田忠友カ所蔵）下総国葛飾郡大島郷河和里云云トアリ。忠友云、和名抄ノ八島ハ、大島ノ誤リナルベシト。（東大寺古記モ大島ニ作レリトゾ）大島村ハ、杉戸宿ノ傍ニテ、養老戸籍ノ河和里、即兵部式ノ河曲ニテ、杉戸駅西ニ、上中下川崎、東西大輪等ノ村アリ、其名残ナラン。今ノ杉戸宿ハ、河曲駅ノ移レルナルベシ。」とある。[2]「正倉院

古文書正集 第二十一巻」に収録された721年作成の「下総国葛飾郡大島郷」の戸籍の大島郷は、上高野村（現、埼玉県幸手市）の甲和里、下高野村及び大島村（埼玉県杉戸町）の仲村里、鷺宮村（現、埼玉県久喜市）字穴辺の嶋俣里の地域を指すものと考えられる。[3]

根拠

第1に、田数注文の古文書である様本文書によりますと、葛飾御厨には、嶋俣（しままた）・今井・東一江（ひがしいちのえ）・・・という地名が登場し、嶋俣（現在は地名喪失）に隣接して今井があった。この嶋俣は柴又とは約7km離れている。第2に、下高野村（埼玉県杉戸町）の永福寺龍燈山伝燈記に戸籍の仲村里の里正孔王部堅の伝承がある [4]。ちなみに、その伝燈記から孔王部堅の系図は「堅は後剃髪授戒し慈航沙弥と号し、天平三辛未年七月十五日示寂す。堅の室は瑞枝売と云ふ、大島郷長孔王部醜男の姉也（戸籍の志己夫）、天平勝宝四年十一月十五日逝去し、法名を寂照尼と号す。堅の嫡男を高毛野と云ふ、空智沙弥と号し、天平勝宝五年死す。高毛野の子宗磨は信暁沙弥と号し、自宅を捨て梵刹と為し、阿弥陀寺と号す、延暦元年死す。宗磨の子貴は智満沙弥と号し、天長五年死す。堅五代の孫高野成房（貴の子）は天安元年死す。高野成房の男良康あり。」である。第3に、『義経記』巻二に「下総国高野の領主は陵兵衛（みささぎのひょうえい）と申し候」と登場する、高野村豪族陵兵衛は、孔王部の末裔であって、陵戸を支配管理したと考えられる [5]。この陵兵衛は、尊卑分脈では、深栖三郎光重の子、堀三郎頼重（諸陵頭）と見え、また、平治物語に深栖三郎光重が子に、陵助重頼といふ不肖の身にて候へ供、源家の末葉にて候、と登場する人物である。[6]

脚注

- [1]. 埼玉苗字辞典 茂木和平著 p.273 平成16年10月30日発行
- [2]. 下総国旧事考巻七 清宮秀堅頼栗著 p.293
- [3]. 埼玉苗字辞典 茂木和平著 p.275-276 平成16年10月30日発行
- [4]. 埼玉苗字辞典 茂木和平著 p.276-277 平成16年10月30日発行
- [5]. 埼玉苗字辞典 茂木和平著 p.276 平成16年10月30日発行
- [6]. 埼玉苗字辞典 茂木和平著 p.7386 平成16年10月30日発行

参考文献

埼玉苗字辞典 茂木和平著 平成16年10月30日発行

この他解説書には、孔王部と穴穂部（あなほべ）に関する論評、藤原部、大伴部など中央豪族とのつながりに関する考察、古代地名と現在地との比定など、多くの情報が載っているが、少々疲れてきたので、残りの考察はまた、後日時間があれば追加したいと思う。古代戸籍に気が向いた方は、以下の参考文献ほかで調べてください。古代の風俗も窺い知れて、なかなか面白いこと請け合いです。

<参考文献>

- ・『日本の神々1』（白水社）高祖神社：奥野正男）
- ・『日本の歴史』5 古代豪族 小学館 青木和夫編
- ・郷土歴史シリーズNO.3「川邊里戸籍」さわらび社 岡本顕實著
- ・市川市史編さん事業調査報告書「下総国戸籍」平成24年3月9日発行
- ・伊都国歴史博物館の「[玄界灘を制したもの ―伊都国王と宗像君―](#)」パンフレット(抜粋)



邪馬台国大研究・ホーム・ページ／INOUES.NET／日本最古の木簡